ご家族登録サービス規約

本規約は、住友生命保険相互会社(以下「当社」といいます。)が運営および提供する「ご家族登録サービス」(以下「本サービス」といいます。)の取扱いを定めるものです。

第1条(本サービスの趣旨・概要)

本サービスは、保険契約者の家族の連絡先等を当社に登録することにより、登録された家族に保険契約の情報を開示するとともに、当社と保険契約者および登録された家族との連絡を円滑に行うことで、保険契約上の権利義務を迅速・確実に遂行するためのサービスです。

第2条 (用語の定義)

本規約において、次表に定める用語の定義は、次表に定めるとおりとします。

用語	定義
保険契約者等	次の各号に定める者をいいます。 1. 当社の保険契約(失効中の保険契約を含み、年金支払期間中の保険契約を除きます。)における保険契約者 2. 年金支払期間中の当社の保険契約における年金受取人 3. 当社の保険契約上の一切の権利義務を承継した指定承継人 4. 当社の保険契約の申込人
登録家族	保険契約者等以外の者で、保険契約者 等が当社に登録した者または登録しよ うとする者をいいます。
登録情報	登録家族に関する情報をいいます。
登録済契約	登録情報が登録されている保険契約を いいます。
登録済契約者	登録済契約の保険契約者等をいいます。

第3条(登録家族に関する情報の登録)

- ① 保険契約者等は、被保険者および登録家族の同意ならびに当社の承諾を得て、次に定める登録情報を登録することができます。
 - 1. 氏名
 - 2. 生年月日
 - 3. 性別
 - 4. 住所
 - 5. 電話番号
 - 6. 保険契約者等との続柄
- ② 登録情報は、保険契約者等が指定した保険契約に対して登録します。保険契約者等が指定していない保険契約は、保険契約者等が同一であっても自動的に登録情報は登録されず、本サービスの対象とはなりません。

- ③ 当社が、登録情報の登録を承諾した場合には、登録済 契約者に対して、登録済契約および登録情報を記載した 通知を送付します。
- ④ 前項に定める通知が登録済契約者に到達した時から、 本サービスは開始します。

第4条(登録情報の変更等)

- ① 登録情報に変更が生じた場合または登録情報が事実と 異なる場合には、次のいずれかに定めるところにより変 更または修正を取り扱います。
 - 1. 登録済契約者は、登録家族の同意を得て、変更後または修正後の情報をすみやかに当社に通知してください
 - 2. 登録家族は、変更後または修正後の自己の情報をすみやかに当社に通知してください。
- ② 前項にかかわらず、登録家族を変更または修正する場合には、第5条(登録情報の削除)にもとづき登録情報の削除を行ったうえで、第3条(登録家族に関する情報の登録)にもとづき新たに情報を登録してください。

第5条(登録情報の削除)

登録済契約者、登録家族または被保険者からの申出があった場合には、対象となる登録済契約について、当社は登録情報を削除し本サービスを終了します。ただし、登録家族が複数名の場合で、登録家族からの申出があったときは、その登録家族の登録情報のみを削除し、その登録家族との関係においてのみ本サービスを終了します。

第6条(登録家族への情報の開示)

当社は、登録家族より申出があった場合には、その登録 家族に対して登録済契約に関する情報を開示します。ただ し、被保険者のセンシティブ情報(傷病名・手術名・症状・ 治療内容・病院名等の情報をいいます。)を除きます。

第7条(登録家族の情報の利用)

当社は、登録家族に対して、次のいずれかの場合に連絡することがあります。

- 1. 災害発生時等において、登録済契約者または被保険者と連絡がとれず、登録済契約者または被保険者の安 否確認等に際して当社が必要と認めたとき
- 2. 次の手続きにおいて、登録済契約者、被保険者また は保険金等の受取人と連絡がとれず、手続きに際して 当社が必要と認めたとき
 - イ. 満期保険金の支払い
 - ロ. 年金の支払い
 - ハ. 保険期間満了時の支払い
 - ニ. その他当社が必要と認めた手続き
- 3. 当社の知った最終の住所また通信先に発した通知を 用いても、登録済契約者と連絡がとれないとき
- 4. その他当社が必要と認めたとき

第8条(本サービスの中断)

当社は、次のいずれかの場合には、登録済契約者および登録家族に対して事前に通知することなく、本サービスの全部または一部を中断することがあります。

- 1. 本サービスの提供に必要な設備等の保守・点検を行うときまたは当該設備等に障害が発生したとき
- 2. 天災、災害その他やむを得ない事由により本サービスの提供ができないとき
- 3. その他、当社が本サービスを中断する相応の事由が あると判断したとき

第9条(本サービスの終了)

- ① 第5条(登録情報の削除)に定めるほか、次のいずれかの場合には、対象となる登録済契約について、本サービスを終了します。ただし、第5号から第7号までの場合で、登録家族が複数名のときは、該当する登録家族との関係においてのみ本サービスを終了します。
 - 1. 登録済契約が消滅したとき。ただし、保険金等の支払いに際して、当社が登録情報を開示または利用する場合には、その限りにおいて本サービスを有効として取り扱います。
 - 2. 登録済契約の保険契約者等が変更されたとき(登録済契約者の死亡により、後継年金受取人または指定承継人が登録済契約上の一切の権利義務を承継したときを含みます。)
 - 3. 登録済契約について、転換制度または保障見直し制度の利用があったとき
 - 4. 登録済契約について、保険契約者と別の者が年金の 受け取りを開始したとき
 - 5. 登録家族が死亡したとき
 - 6. 登録家族が日本国内に住所を有しなくなったとき
 - 7. 登録家族が次のいずれかに該当するとき
 - イ. 反社会的勢力に該当すると認められること
 - ロ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便 宜を供与するなどの関与をしていると認められるこ と
 - ハ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められる こと
 - ニ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - 8. その他当社が必要と認めたとき
- ② 前項第5号または第6号の場合には、登録済契約者は すみやかに当社に連絡してください。

第10条(当社の免責)

① 登録済契約者または登録家族が、第4条(登録情報の変更等)第1項に定める登録情報の変更または修正に関する通知を行わなかった場合その他当社の責めに帰すべき事由によらずに登録済契約者、登録家族、被保険者その他の第三者に生じた損害については、当社は責任を負いません。

② 当社所定の本人確認方法により、登録家族からの照会と みなして回答した内容について、情報の盗用その他の事故 があっても、そのために登録済契約者、登録家族、被保険 者その他の第三者に生じた損害については、当社は責任を 負いません。

第11条(規約の変更・廃止)

- ① 当社は、本規約を変更または廃止することがあります。
- ② 当社が本規約を変更または廃止する場合には、次に定める事項を効力発生日の相当な期間前に当社ホームページへの掲載、または登録済契約者もしくは登録家族への通知により連絡します。
 - 1. 本規約を変更または廃止すること
 - 2. 変更または廃止の効力発生日
 - 3. 変更後の規約の内容
- ③ 登録済契約者または登録家族は、本規約の変更に同意できない場合には、第5条(登録情報の削除)にもとづき、登録情報を削除することができます。

第12条 (個人情報の利用)

- ① 当社は、本サービスの遂行過程で当社が知り得た個人情報を以下の目的を達成するために必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。
 - 1. 各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - 2. 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案 内・提供、ご契約の維持管理
 - 3. 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - 4. その他保険に関連・付随する業務
- ② 当社における、個人情報の取扱いについては、当社ホームページに表示しています。

第13条 (その他)

本規約に別段の定めのないときは、普通保険約款および特約の規定を準用します。

第14条(登録済契約に健康増進乗率適用特約が付加されている場合の特則)

登録済契約に健康増進乗率適用特約が付加されている場合には、第6条(登録家族への情報の開示)の適用に際しては、「登録済契約」を「登録済契約およびVitality健康プログラム契約」と読み替えます。